

# 輸入食品をめぐる「食料の質」に関する一考察

## — 輸入食品監視統計の分析から —

荒 木 一 視

A study of food quality on imported foods:  
Analysis of the statistics of imported foods monitoring

ARAKI Hitoshi

(Received September 30, 2011)

### 1. はじめに

輸入食品の安全性や品質をめぐる問題が大きな関心を集めるようになって久しい。アメリカ産牛肉のBSE問題や中国産野菜の残留農薬問題、中国産加工食品の有害物質混入問題はなお記憶に新しいところである。こうした状況の中で輸入食品の安全性を危惧する声も少なくない。しかしながら、これらの問題提起の多くは新聞やテレビなどのマスコミによる大々的な報道によって主導されてきたという側面も少なくない。実際の食料輸入とその品質の実状はどのようなになっているのかということについては十分に検討されているとはいえない。

そこで本論では厚生労働省の「輸入食品監視統計」<sup>1)</sup> (以下監視統計と略記) を用いて、近年のわが国の輸入食品をめぐる食料の質<sup>2)</sup> の実体を検討したい。使用したのは監視統計の1990, 1995, 2000, 2005, 2008の各年度版である。なお、同統計は1990年以前からも発行されているものの、現行の統計項目が整えられたのが1990年以降であり、それ以前では品目別や検疫所別などの数値が得られない。このため、本論では1990年以降を対象とした。また、同統計の基礎となる食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)は、2003年に改正(平成21年6月5日法律第49号)されているため条文などがこの時期をはさんで変更されている。このため本研究で取り上げた2000年のデータと2008年のデータの間では直接比較できない項目も存在する。これについては個別の箇所でも説明を加える。

## 2. 輸入食品監視統計からみた輸入食品

### 2. 1 輸入量の変遷

図1は1975年以降の輸入量と届出件数の変化を示している。これによると期間中に輸入量はおよそ1.5倍に増加、届出件数はおよそ7倍に増加している。双方ともに2004年を境に減少に転じるものの期間中はほぼ一貫して増加基調で推移している。とくに届け出件数は1980年代半ば以降、2000年代半ばまで長期間にわたって高い伸び率を維持してきていることがうかがえ、この時期に多様な輸入食品が次々と国内市場に持ち込まれたことがうかがえる。また、輸入量の伸びに対して輸入件数の伸びが大きいことは、小口の届出件数の増加を示すものと考えられ、輸入形態が少量多品種型の傾向に推移していることを示すものである。

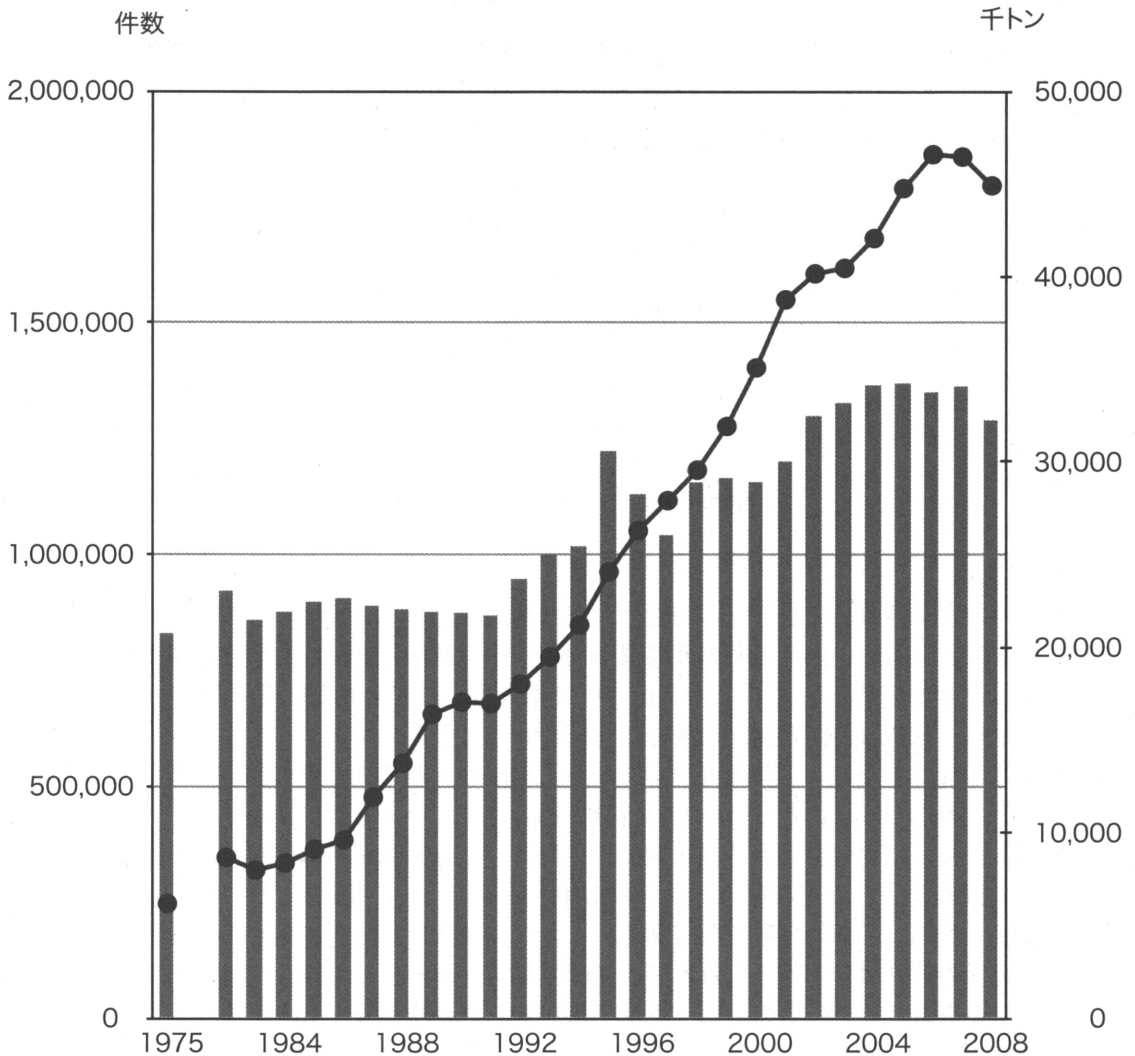


図1 輸入届出数量の推移

注：2007年度以降は年度，それまでは年次  
折線グラフは届出件数，棒グラフは重量を示す。  
資料：輸入食品監視統計

次に、図2は1990年以降の品目別の状況を示したものである。図中左側が届出件数、右側が重量をそれぞれ示しており、図中の数値は調査件数（重量）に占める違反件数（重量）の比率（%）を示したものである。1995年と2000年との間に集計区分の改変がおこなわれているため、それ以前と以後での直接的な比較には限界があるものの、全体としての傾向を読み取ることは可能である。まず、1990年と1995年の件数では「魚介類、海藻類及びその調整品」が、重量では「穀類・豆類及び穀類の調整品」が全体の中で相当の割合を占める。とくに「穀類・豆類及び穀類の調整品」は重量比で全体の5割を超え、輸入食品の中心をなしている。この傾向は集計区分の変更後もかわらず、2000年以降では「農産食品」が同様の位置にある。一方で「穀類・豆類及び穀類の調整品」「農産食品」の届出件数は重量に比べて決して多いわけではない。

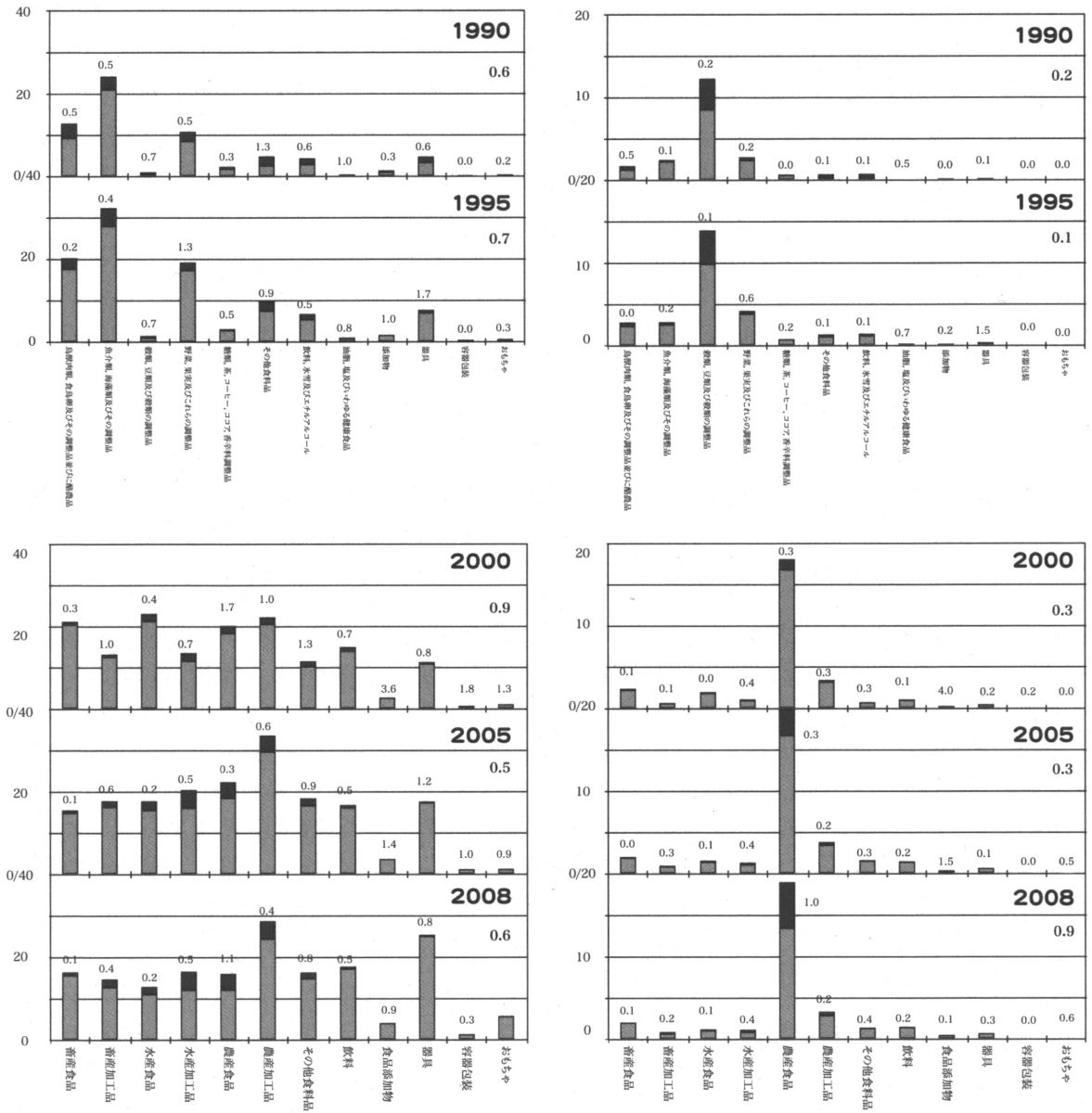


図2 品目別輸入届出件数, 検査件数 (単位:万件), 輸入届出数量, 検査数量 (単位:百万トン) の推移

資料: 輸入食品監視統計 注: 左側・件数 右側・数量

届出件数1件あたりの輸入届出数量を示した表1によると, これらの品目の数値が突出して大きいことがわかる。逆に, 畜産加工品や水産加工品, 器具, おもちゃなどは重量に対して届出件数が多く, 1件あたりの重量は小さい。また, 途中で集計区分の変更があるものの, それらの傾向は期間を通じて大きな変動が認められない。

表 1 届出件数 1 件あたりの輸入量 (トン)

	1990	1995		2000	2005	2008
鳥獣肉類, 食鳥卵及びその調整品並びに酪農品	13.3	13.9	畜産食品	11.2	13.0	12.3
魚介類, 海藻類及びその調整品	10.1	8.9	畜産加工品	5.0	5.4	5.8
穀類, 豆類及び穀類の調整品	1159.2	904.2	水産食品	8.5	8.9	9.2
野菜, 果実及びこれらの調整品	25.5	21.9	水産加工品	8.0	6.5	6.8
糖類, 茶, コーヒー, ココア, 香辛料調整品	27.6	24.5	農産食品	89.6	89.1	118.0
その他食料品	13.9	13.5	農産加工品	15.2	11.3	11.6
飲料, 氷雪及びエチルアルコール	16.5	21.0	その他食料品	6.3	8.7	8.4
油脂, 塩及びいわゆる健康食品	22.7	20.7	飲料	7.0	8.7	8.3
添加物	11.4	11.0	食品添加物	9.3	9.8	11.4
器具	3.8	4.8	器具	4.0	3.7	2.7
容器包装	15.5	10.6	容器包装	8.1	6.6	5.0
おもちゃ	2.4	3.0	おもちゃ	2.9	2.4	1.2
合計	32.0	26.9	合計	19.4	18.1	17.9

資料：輸入食品監視統計

ここまで、わが国の食品輸入においては、2000年代半ばまで一貫して増加を示してきた。また、届出件数上では多様な品目が認められるものの、輸入重量においては「穀類・豆類及び穀類の調整品」「農産食品」が圧倒的な量を占めており、その傾向には大きな変化がないといえる。ここで最大の 카테고리である「農産食品」であるが、具体的な品目は以下の通りである。2008年の場合、「農産食品」の輸入量18,932,895トンのうち穀物が10,156,257と半数以上を占め、これに続くのが豆類の3,666,347トンであり、以下種実類の2,667,308トン、果実1,862,689トン、野菜578,848トンとなっている。穀類約1千万トンのほぼ半数の5百万トン余は小麦で占められ、これにとうもろこしの約4百万トンが続き、この2品目が穀類の中心を占める。同様に豆類ではその9割以上を大豆が占めており、小麦、とうもろこし、大豆の3品目の合計で12,675,721トンとなり、これは農産食品全量の約67%、全食品輸入量の約40%に相当する量である。なお、種実類では6割がオイルシード（食用油の採油用のもの）で占められる。また、集計区分が異なるものの1990年における小麦ととうもろこしの輸入量は4百万トン余、大豆という項目はないものの豆類で3.7百万トン余の輸入量があり、小麦、とうもろこし、大豆が輸入量の大部分を占めるという構図も変化していないことがうかがえる。

## 2. 2 違反件数・数量の変遷

ここでは表2から違反件数及び数量の変化を把握する。表2の上段には届出数量、下段には届出件数がそれぞれ示されており、図1と対応するものである。併せて、検査数量と違反数量、及びそれらの比率（届出数量・件数に占める検査数量・件数および、検査数量・件数に占める違反数量・件数）をしめした。また、これらの比率に基づいて推計される違反数量と違反件数をしめした。無論この数字はあくまでも推計によるものであった実数ではない。輸入食品の検査は全数検査ではなく、サンプル検査であるため、違反数量・件数はあくまでも検査した対象の枠組みの中での違反数量・件数ということになる。このため、検査数量が少なれば違反数量も少なくなるという場合も起こりうる。このような状況を付度するために示した数字であることを明示しておきたい。

表2 食品輸入届出数量・件数，検査数量・件数および違反数量・件数

	輸入・届出数量	検査数量	検査比率	違反数量	違反数量／検査数量	仮想総違反数量
	重量 (トン)	重量 (トン)	%	重量 (トン)	%	t
1990	21,731,338	5,530,219	25	12,062	0.22	47,398
1995	28,268,267	5,658,708	20	6,522	0.12	32,581
2000	30,033,822	1,919,539	6	5,399	0.28	84,475
2005	33,781,652	4,139,013	12	11,059	0.27	90,261
2006	34,095,810	6,996,317	21	161,653	2.31	787,799
2007	32,358,263	6,732,086	21	62,919	0.93	302,425
2008	31,551,097	6,645,216	21	59,468	0.89	282,351

	輸入・届出数量	検査数量	検査比率	違反数量	違反件数／検査件数	仮想総違反件数
	件数	件数	%	件数	%	件
1990	678,965	157,989	23	993	0.63	4,267
1995	1,052,030	141,128	13	948	0.67	7,067
2000	1,550,925	112,281	7	1,037	0.92	14,324
2005	1,864,412	189,362	10	935	0.49	9,206
2006	1,859,281	198,936	11	1,530	0.77	14,300
2007	1,821,172	204,578	11	1,223	0.60	10,887
2008	1,759,123	193,917	11	1,150	0.59	10,432

資料：輸入食品監視統計

これによると1990年から2000年代半ばにかけて重量ではおよそ1.5倍、件数ではおよそ2.6倍程度に増加している。この間検査件数の伸びは届出数量の伸びを超えるものではなく、検査比率は低下しているが、検査重量は2000年を除き20%以上の水準を保っている。上記の通り小口で少量という傾向が進む中では、一定程度の検査量・件数を維持しているといえる。これに対して、検査数量に占める違反数量の割合は上昇しているといわざるを得ない。これにともない、想定される違反数量も例えば1990年と2008年では6倍程度に増加している。また、届出件数や検査件数に占める違反件数においては数値自体に大きな変動はないものの、全体の届出件数が2～3倍に増加しつつある中でのものなので、結果として想定される違反件数は1990年と2008年では2倍以上に増加している。これが、監視統計から読みとれる1990年代以降のわが国の輸入食品の品質問題の実体である。膨大な量の食品が輸入される中で、違反数量や件数は増加傾向にあるとはいえ、なお検査数量に占める違反数量、検査件数に占める違反件数は1%を下回っている。この水準を高いと考えるか、低いと考えるかは議論の余地のあるところである。また、基準値が変更されたり、検査項目が変わったりすると、かつては問題とならなかったものが違反項目となるなどといった場合も想定される。表2の数値のみで単純に輸入食品の品質が悪くなっていると断定するわけにはいかないが、このような現状であることを認識しておくことが重要である。

次に違反の内容であるが、図3に条例ごとの違反件数の推移を示した。前述の通り、食品衛生法の改正により条文が変更されているため、若干の説明を加えておく。例えば2005年以降で目立つものとして第6条違反、第11条違反などがある。第6条は販売を禁止される食品及び添加物に対する違反であり、落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ゴマの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における自己による腐敗・変敗・カビの発生等が具体例としてあげられている。第11条は食品又は添加物の基準及び規格に関する違反で、野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、安

息香酸， 二酸化硫黄等)， 添加物の成分規格違反などが示されている。なお， 同様に第9条は病肉等の販売などの制限， 第10条は添加物等の販売などの制限， 第18条は器具又は容器包装の基準及び規格， 第62条はおもちゃ等についての準用規定となっている。これに対して改正以前の食品衛生法では第4条が現行の第6条， 第7条が現行第11条に対応する。同様に旧第5条が現行の第9条， 旧第6条が現行の第10条， 旧第10条が現行の第18条， 旧29条が現行の第62条に相当する。

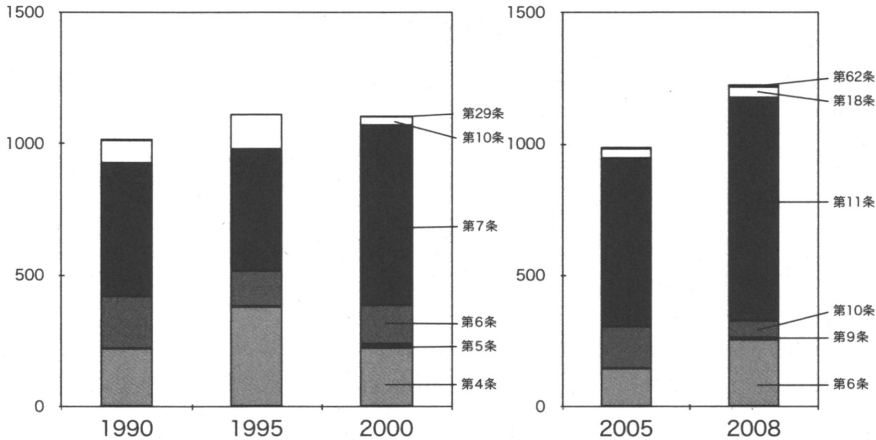


図3 条例別違反件数の推移

資料：輸入食品監視統計

図3からは2000年以降第11条（旧第7条）に関する違反が増加していることがうかがえる。その一方で，1990年代には一定程度の件数を有していた第6条（旧第4条）や第10条（旧第6条）は，なお一定程度の件数が認められるものの全体に対する比率は低下している。ここからいえるのは，今日の輸入食品の食品衛生法違反において，食品の成分規格違反が違反件数の大部分を占めるようになってきているということである。これは有害物質そのものが検出されるというよりも，許容される水準を超える農薬，添加物などが検出されていると認識すべきものである。

### 2. 3 地域的動向

ここでは農産物輸入の地域的な動向に焦点をあてたい。第1は輸入港湾別の動向であり，第2には輸出国別の動向である。

まず，第1の点であるが，図4において検疫所別の輸入数量をしめした。監視統計に掲載されている検疫所は各年度によって異なっているものの，概ね北から南への順に図中のX軸上に配した。1990年までは東日本では横浜検疫所，西日本では神戸検疫所の取り扱いが2つの中心となっている。1995年以降は横浜と神戸の2極という形態が，分散していく傾向が認められる。特徴的なのは東京検疫所の輸入量の増加であり，1990年代に横浜検疫所の取扱量を超え，検疫所別ではわが国最大の輸入量を維持している。期間を通じておおむね輸入量が増加傾向にある中で，東京検疫所の輸入がその傾向と端的に重なっている。逆に東日本における拠点であった横浜検疫所は，なお有数の規模を持つものの1990年以前とは同じ位置ではない。この過程で名古屋検疫所の輸入量も増加し，ほぼ横浜検疫所と肩を並べるようになってきている。一方，神戸検疫所の輸入量は1995年以降で大きく減少しているが，これは灘分室（1992年開設），食品監視

輸入食品をめぐる「食料の質」に関する一考察

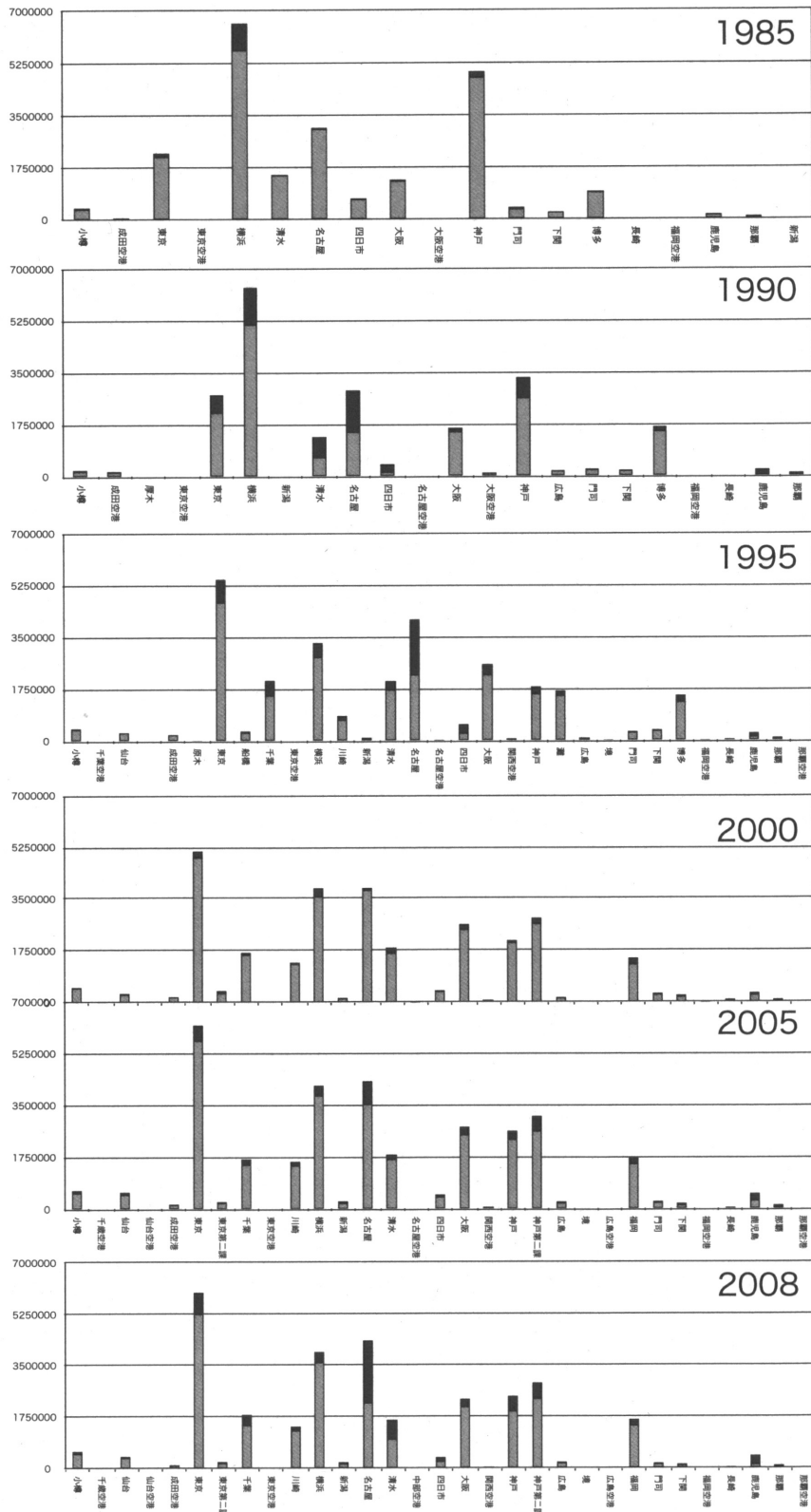


図4 検疫所別輸入届出数量 (t) および検査数量 (t)

資料：輸入食品監視統計 注 2000年と2005年の凡例は同じ

課第二課（灘分室を廃止して、1997開設）の輸入量が神戸検疫所と分けて示されているからであり、両者を併せると一定の輸入を維持している。

第2の点について、表3には大陸別の輸入届出数量、検査数量、違反数量を重量によって示される。また、併せて違反率（検査数量に占める違反数量の割合（%））と推計される違反総量を示した。推計される違反総量とは仮に全量検査がおこなわれた場合に、上記の違反率と同じ水準で違反が発生した場合に、全体としてどの程度の違反数量になるかを推計したものであ

表3 大陸別の輸入届出数量

	輸入・届出数量	検査数量	違反数量	違反数量／検査 数量	仮想違反数量
	重量(トン)	重量 (トン)	重量 (トン)	%	重量 (トン)
1990					
合計	21,731,338	5,530,219	12,062	0.22	47,398
アジア州	4,380,243	987,390	3,034	0.31	13,459
ヨーロッパ州	1,204,754	311,292	210	0.07	813
北アメリカ州	11,572,507	3,635,483	8,317	0.23	26,475
南アメリカ州	1,269,616	183,670	263	0.14	1,818
アフリカ州	1,497,057	271,469	0	0.00	0
大洋州	1,807,076	140,887	237	0.17	3,040
1995					
合計	28,268,267	5,658,708	6,522	0.12	32,581
アジア州	6,528,597	1,036,681	3,389	0.33	21,343
ヨーロッパ州	1,892,411	240,172	61	0.03	481
北アメリカ州	15,677,574	3,887,634	2,903	0.07	11,707
南アメリカ州	1,352,581	202,374	127	0.06	849
アフリカ州	593,994	35,015	0	0.00	0
大洋州	2,223,081	256,825	42	0.02	364
2000					
合計	30,033,822	1,919,539	5,399	0.28	84,475
アジア州	7,597,717	657,429	3,672	0.56	42,436
ヨーロッパ州	2,101,529	63,656	137	0.22	4,523
北アメリカ州	15,699,172	855,522	1,243	0.15	22,810
南アメリカ州	1,771,818	125,268	76	0.06	1,075
アフリカ州	509,062	37,469	254	0.68	3,451
大洋州	2,354,479	180,495	17	0.01	222
2005					
合計	33,781,652	4,139,013	11,059	0.27	90,261
アジア州	9,590,095	1,375,633	6,222	0.45	43,376
欧州	2,092,903	51,428	200	0.39	8,139
北米州	16,241,252	2,219,534	4,276	0.19	31,289
南米州	1,865,055	231,314	225	0.10	1,814
アフリカ州	528,032	49,566	18	0.04	192
大洋州	3,464,316	211,537	117	0.06	1,916
2008					
合計	31,551,097	6,645,216	59,468	0.89	282,351
アジア州	8,259,161	1,442,144	7,769	0.54	44,493
ヨーロッパ州	1,785,322	51,006	132	0.26	4,620
北アメリカ州	16,949,002	4,804,613	45,932	0.96	162,032
南アメリカ州	1,867,569	73,748	1,701	2.31	43,076
アフリカ州	312,738	80,468	3,911	4.86	15,200
大洋州	2,377,306	193,238	24	0.01	295

資料：輸入食品監視統計



る。表2同様にあくまでもこの数値は届出数量、検査数量、違反数量に基づく推計値であり、実際の違反数量ではない。違反率が低いものの輸入量が膨大であれば、結果的に違反数量は大きくなる。逆に違反率が高くとも輸入量が少なければ、総体としての違反数量は大きくはない。こうした点を考慮するための推計値である。

表3によると期間を通じて北アメリカ州からの輸入量がほぼ半数近くを占めるという傾向が続いている。またそれに続くのがアジアという状況も変わりがない。しかしながら、違反率には少なからぬ変動が認められる。北アメリカ州からの場合1990年に違反率0.23%だったものが、0.07% (1995) 0.15% (2000), 0.19% (2005) と全体の平均を下回り、比較的低位に推移してきたものが、2008年には0.96%と平均を超える値となる。アジア州からの場合は、0.31% (1990), 0.33% (1995), 0.56% (2000), 0.45% (2005) といずれも全体の平均を上回っていたが、2008年は0.54%と平均を下回る。ただし、数値自体は0.3~0.5%前後の水準で変動しており、違反率が改善傾向にあるとはいえない。これに対して、アフリカ州からの違反率は2008年に4.86%が報告されるなど、数値は高いものの輸入量自体が大きくないため推計される違反総量は大きくない。また、輸入量が少ないこともあり変動が大きいという側面はあるが、1990、1995、2005年の数値からは目立った違反が認められず、本来的にアフリカ州からの輸入における違反が多いわけではない。同様の傾向は南アメリカ州からの輸入においても認めらる。一方、違反率における成績がおおむね良好なのはヨーロッパ州や大洋州からの輸入である。以上から、わが国の輸入食品の安全性を考える上で北アメリカ州及びアジア州からの輸入が重要なポイントとなっている。そこで、以下では個別の国ごとの分析にとりくむ。

表4は各年度の輸入国別の上位10位を示したものであり、表3と比べることで、上位諸国で全体の輸入量のかなりの部分がカバーされていることがうかがえる。とくに北アメリカ州からの輸入の中心をしめるアメリカ合衆国の存在の大きさが顕著である。カナダも有数の輸出国ではあるが、アメリカ合衆国の輸入量と比べると1割~3割程度にとどまる。また、アジア州では中国、大洋州ではオーストラリアが突出した値を示す。つぎに検査数量における違反数量に目を移すと、とくにアメリカ合衆国からの輸入量は突出したものとなっており、違反率が決して高いわけではないものの、想定される違反数量は大きな値となっている。このため、とくに違反率が悪化する2008年では想定される違反数量はきわめて大きくなっている。アメリカ合衆国以外で想定される違反数量において目立った数値を示すものとして、2000年の中国、2005年のタイ、中国、2008年のカナダ、タイなどがあげられる。ただし、オーストラリア、カナダと並ぶ2位グループの中国も1990年、2000年を除けば違反率がとくに高いわけではない。タイも2000年までは概ね平均を下回る水準で推移してきたことが表から読み取れ、決して恒常的に違反率が高いわけではない。

こうした中でとくに違反が少ないものとしてオーストラリアがあげられる。上位対日輸出国の中では極めて良好であり、同様の傾向はニュージーランドや韓国にも認められる。一方、タイは1990年代には比較的良好な値を示すものの、2000年代半ば以降は違反が目立っている。このため2005年では対日輸出量では10倍近い開きがあるものの、想定される違反量では肩を並べる水準にある。

このように見てくると、個別の国の違反率は年度ごとの変動があり、特定の国の違反率が悪いということはいえない。ただし、事実としてアメリカ合衆国からの輸入食品が他を圧倒的に凌駕しているという現状の中で、違反率は決して悪くはないものの、結果として大量の食品衛生法違反の食品が輸入されているということがいえる。又、その傾向は中国の数値が悪化する

表4 国別上位の輸入届出数量

国名	輸入・届出数量	検査数量	違反数量	違反数量／ 検査数量	仮想違反数量
	重量(トン)	重量(トン)	重量(トン)	%	重量(トン)
1990 合計	21,731,338	5,530,219	12,062	0.22	47,398
1 アメリカ合衆国	10,094,183	3,456,666	7,776	0.22	22,708
2 オーストラリア	1,380,439	79,518	237	0.30	4,114
3 カナダ	1,289,556	166,610	539	0.32	4,172
4 中国	1,245,186	310,666	2077	0.67	8,325
5 ブラジル	878,444	144,222	199	0.14	1,212
6 フィリピン	779,092	14,977	33	0.22	1,717
7 台湾	611,885	238,820	307	0.13	787
8 タイ	590,516	208,282	124	0.06	352
9 韓国	463,037	87,579	220	0.25	1,163
10 ニュージーランド	380,259	55,570	0	0.00	0
1995 合計	28,268,267	5,658,708	6,522	0.12	32,581
1 アメリカ合衆国	13,669,779	3,684,129	2,393	0.06	8,879
2 中国	2,647,015	462,127	837	0.18	4,794
3 オーストラリア	1,727,431	228,620	28	0.01	212
4 カナダ	1,615,270	194,969	501	0.26	4,151
5 フィリピン	889,636	90,090	29	0.03	286
6 タイ	763,048	248,733	356	0.14	1,092
7 台湾	648,529	61,425	208	0.34	2,196
8 ブラジル	641,982	158,853	78	0.05	315
9 韓国	589,977	43,508	65	0.15	881
10 ニュージーランド	411,302	22,472	14	0.06	256
2000 合計	30,033,822	1,919,539	5,399	0.28	84,475
1 アメリカ合衆国	13,475,565	700,860	1,029	0.15	19,785
2 中国	3,543,970	360,702	2,430	0.67	23,875
3 カナダ	1,942,713	146,470	210	0.14	2,785
4 オーストラリア	1,801,159	167,839	13	0.01	140
5 タイ	1,099,631	146,277	414	0.28	3,112
6 ブラジル	1,077,995	110,735	22	0.02	214
7 フィリピン	1,010,227	9,291	5	0.05	544
8 韓国	665,718	62,674	76	0.12	807
9 ニュージーランド	469,596	12,248	4	0.03	153
10 フランス	352,604	24,251	5	0.02	73
2005 合計	33,781,652	4,139,013	11,059	0.27	90,261
1 アメリカ合衆国	11,699,993	1,972,256	4,228	0.21	25,082
2 中国	4,965,605	854,489	1,844	0.22	10,716
3 カナダ	3,801,512	231,151	15	0.01	247
4 オーストラリア	2,901,654	196,220	102	0.05	1,508
5 タイ	1,266,690	224,570	3,708	1.65	20,915
6 フィリピン	1,201,416	57,377	37	0.06	775
7 ブラジル	1,180,869	165,861	34	0.02	242
8 韓国	663,555	31,854	53	0.17	1,104
9 メキシコ	577,213	7,669	17	0.22	1,280
10 ニュージーランド	495,635	13,221	1	0.01	37
2008 合計	31,551,097	6,645,216	59,468	0.89	282,351
1 アメリカ合衆国	12,539,684	4,612,777	44,732	0.97	121,602
2 カナダ	3,788,489	174,004	1,137	0.65	24,755
3 中国	3,561,180	944,819	2,148	0.23	8,096
4 オーストラリア	1,954,060	175,044	24	0.01	268
5 タイ	1,472,303	230,747	3,866	1.68	24,667
6 フィリピン	1,327,592	34,118	38	0.11	1,479
7 ブラジル	1,248,408	29,220	139	0.48	5,939
8 韓国	549,921	22,799	53	0.23	1,278
9 メキシコ	534,187	7,494	0	0.00	0
10 フランス	496,889	12,512	4	0.03	159

資料：輸入食品監視統計

2000年を除くと期間を通じて変化はみとめにくい。

次にこれらの国からの輸出品目の中でどのような品目が違反品目として取り上げられているのかを示したのが表5である。表に示されるのは主要国の対日主要輸出品目の上位5品目の届出数量、および当該品目の違反量（2008年）を示している。これによると、特定の品目に違反が集中していることがうかがえる。例えばタイでは、うるち米に違反が集中している。うるち米の違反数量3,293トンは当該年のタイの違反数量の合計3,708トンの9割近くになる。タイからの輸入ではうるち米の他に、加熱肉食製品やタピオカなどのデンプンも相当の届出数量を持っているものの、それらの違反数はうるち米に比べて極めて少ない。同様にアメリカ合衆国の場合はトウモロコシに違反が集中しており、これも当該年度の同国からの違反数量のほとん

表5 主要国の違反品目（2008年度上位品目・トン）

		届出数量	違反数量
韓国	糖類	84,590	0
	蒸留酒	69,118	0
	その他アルコール飲料	58,571	0
	かつお・まぐろ・さば類	40,241	0
	麦類の粉	38,823	0
中国	野菜：冷凍食品	259,496	205
	ユリ科野菜	223,822	41
	塩蔵野菜	123,248	0
	水煮野菜	121,671	0
	切り身/むき身の鮮魚類（冷凍含む）	118,004	33
台湾	かつお・まぐろ・さば類	63,524	0
	野菜：冷凍食品	24,088	11
	熱帯産果実	11,238	0
	調味料	6,593	0
	セリ科野菜	6,330	404
タイ	うるち米	203,592	3,293
	加熱肉食製品（加熱後包装）	184,043	2
	タピオカデンプン	108,003	0
	化工デンプン	89,106	0
	糖類	72,978	0
カナダ	オイルシード	1,935,272	0
	小麦	1,041,670	38
	大豆	339,596	0
	豚肉	237,187	0
	大麦	59,414	0
アメリカ	トウモロコシ	3,907,004	43,236
	小麦	3,394,117	922
	大豆	2,508,996	0
	豚肉	435,409	0
	うるち米	355,749	63
オーストラリア	小麦	815,951	0
	牛肉	403,889	0
	大麦	194,090	0
	塩類	189,124	0
	チーズ及びカード	79,777	0
ニュージーランド	ウリ科野菜	70,114	0
	熱帯産果実	58,816	0
	チーズ及びカード	49,731	0
	牛肉	38,437	0
	乳を主原料とするもの	19,812	0

資料：輸入食品監視統計

どに相当する。トウモロコシ同様に大量の輸入が認められる小麦や大豆と比較してもその差は明かである。一方、韓国や中国、台湾などの場合は、アメリカ合衆国のように特定の品目突出した対日輸出量を持つのではなく、多様な品目が輸出されているため、それほど明確な傾向は認めにくい。中国では冷凍野菜、台湾ではセリ科野菜における違反が目立った値を示す。なお、韓国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは対日輸出上位品目では違反が見つかっておらず、これらの国からの違反はより下位の品目に含まれていたものといえる。

### 3. 消費者の一般的な認識との乖離

ここまで輸入食品監視統計を用いてわが国の輸入食品の品質問題の実体について検討してきた。本章ではこうした実体がどのように消費者に認識されているのかについて若干の検討を加えたい。図5は主要新聞4紙（朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞）に2007年1月から2008年12月までに掲載された、輸入食品にかかわる記事の件数（品目別、地域別）を示してい

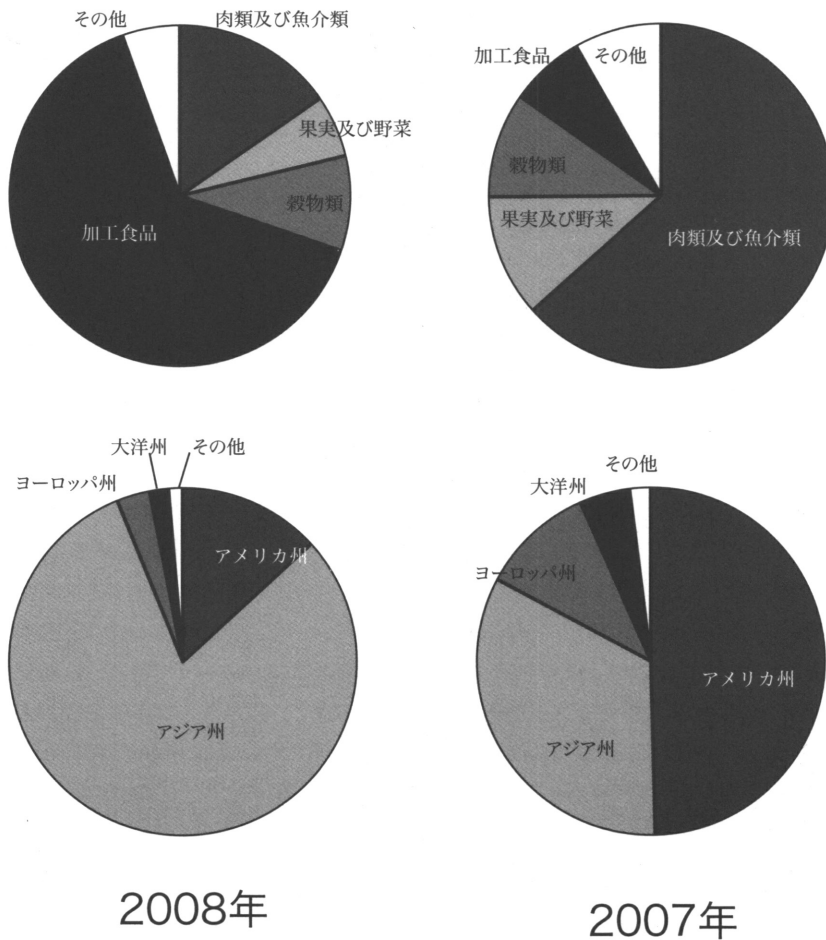


図5 新聞記事に見られる輸入食品の取扱件数

注：上段は品目別、下段は地域別

資料：朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞

る。なお、確認・抽出した記事は2007年で4紙合計239件、2008年で480件であった。新聞記事が消費者の意識の全てを代表しているということは問題があるかも知れないが、大きな傾向として消費者の関心事項をとらえていると判断することは妥当であろう。こうした見地から、新聞記事によって消費者の輸入食品に対する一般的な認識をとらえられると考えた。

図5によると、2007年には肉類及び魚介類に関する記事が多数を占め、2008年には加工食品に関する記事が大半となる。同様に2007年にはアメリカ州からの記事が半数を占めるものの2008年にはアジア州からの記事が他を圧倒する。これを見る限り、前章までに見てきた輸入食品の動向、とくに食品衛生法違反の実際と消費者の一般的認識には少なからぬ乖離があることを指摘できる。とくに、2008年を見た場合、違反率が高いのはアメリカ合衆国からのトウモロコシであることを既に指摘した。しかし、2008年の新聞記事で取り上げられているのはアメリカ合衆国ではなくアジアの国々である。同様に品目別では穀物類ではなく加工食品となっている。また、2007年においてはアメリカ州からの記事が多いものの品目は輸入届出重量では圧倒的な量を占める穀物類ではなく肉類及び魚介類となっている。このように輸入食品の品目別の多寡、国別輸出量の多寡と、新聞記事の間には関係が認められない。

それでは新聞記事は何を取り上げているのかということであるが、2007年の場合は抽出した記事の多くはアメリカ合衆国のBSE問題を報じたものであり、同様に2008年の場合は中国産の冷凍餃子事件を報じたものが多かった。これが図5の背景である。監視統計を見ると2008年にはアメリカ合衆国からのトウモロコシの違反率が悪化すること、一方、中国からの輸入食品の違反率は大きく変化してはいない。しかし、こうした状況は新聞記事の上からは全く把握することはできない。確かにアメリカ合衆国からの牛肉輸入は重量の上ではトウモロコシや小麦、大豆と比べると極めて少量であるものの、わが国の牛肉輸入においてはかなりのシェアを占める。同様に中国からの加工食品の輸入もわが国の加工食品輸入の中では不可欠の存在である。こうしたことから、新聞がこうした事件、事故を大きく取り上げることは十分に意味のあることである。しかし、一方でこの年に大量に違反がみつかったアメリカ合衆国からのトウモロコシやタイからのうるち米に関しては看過されているのではないかともいうことができる。輸入重量の上からはこれらの占める割合が多いことは事実であり、とくにアメリカ合衆国の違反数量が大きなボリュームを占めることは特筆される。こうした輸入食品の安全性と消費者の一般的な認識にはあきらかな乖離があることを指摘したい。

#### 4. おわりに

本論では輸入食品監視統計によって、近年取り沙汰されることの多い輸入食品の安全性や品質についての実情を把握することを試みた。そこから得られたのは、1990年代以降も穀物輸入が量的には輸入食品の大部分を占め続けているということであり、その大部分はアメリカ合衆国やカナダに代表される北米地域からの輸入によって支えられているということである。また、こうした量的な大きさを背景に違反数量においても多くは北米地域からの輸入によって占められていた。その一方で、輸入食品の安全性や品質に関する一般的な認識においては、以上のような事実はほとんど知られていない。新聞報道を見る限り、監視統計上は量的に少ない品目についての記事が多数を占める一方、監視統計上で数値の大きな品目が決して報道の上で注目されているわけではない。

無論このことをもって、短絡的に輸入食品監視業務やあるいはマスコミの報道に問題があると結論することはできない。検査量に占める違反量の割合が1%を超えるのは極めてまれな

ケースであり、こうした数値をどのように評価するのか、あるいは新聞報道の役割などについての検討も並行してなされるべきである。しかし、消費者は少なくともこうした乖離が存在しているという認識を持っておく必要がある。マスコミによる報道がどこまで実体を捉えているのかについては、常に検証できる体制を担保するとともに、正確な食品情報の提供、正確な食品安全情報の提供をできる体制を構築する必要がある。私たちの身の回りにある食品情報、身の回りを流通する食品情報は、現実の食品流通、食品流通の実際とは決して同じものではないのである。

食品事故や食品偽装事件は近年何度となく繰り返され、そのたびに食品に関する風評被害も繰り返されてきた。今般の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故においても、風評被害が被災地にもたらす負の影響の大きさは少なくない。こうした点を克服していくためにも、食品の流通と食品情報の流通における安全性を確保するとともに、食品の質を構築するための議論が不可欠である。

## 付記

本研究の一部は2010年11月に東北大学で開催された5th Japan-Korea-China Joint Conference on Geographyにおいて発表した。また、本研究の遂行に際しては科学研究費補助金 基盤研究 (B)「第3次フードレジーム下の対日農産物・食料輸出の展開と当事国農業・流通への影響」(研究代表者:荒木一視 課題番号19320134) および同「アジア太平洋地域における第3次フードレジームをめぐる地理学的研究」(研究代表者:荒木一視 課題番号23320186)を使用した。

## 注

- 1) 輸入食品監視統計は厚生労働省の「検疫所業務年報」に掲載されるいくつかの業務のうちの輸入食品監視業務に関わる統計である。
- 2) わが国の輸入食品をめぐる地理学的研究としては、荒木 (1997, 2009), Araki(2005) などがある。また、食料の質をめぐるのはフードネットワークやコンヴェンション理論などの観点からの議論が蓄積されている。これらについては荒木 (2007) や荒木ほか (2007) を参照されたい。

## 文献

- 荒木一視 (1997) わが国の生鮮野菜輸入とフードシステム. 地理科学, 第52巻, 243-258頁.
- 荒木一視 (2007) 商品連鎖と地理学－理論的検討－. 人文地理, 第59巻, 151-171頁.
- 荒木一視・高橋 誠・後藤拓也・池田真志・岩間信之・伊賀聖屋・立見淳哉・池口明子 (2007) 食料の地理学における新しい理論的潮流－日本に関する展望－. E-journal GEO 第2巻 43-59頁.
- 荒木一視 (2009) 中国の農産物生産・流通・輸出－その地域的多様性と輸入農産物の理解のために－. E-journal GEO 第4巻, 52-68頁.
- Araki, H. (2005) Transformation in Geographical Pattern of the Fresh Vegetable Commodity Chain: Japan-Bound Shipments from Asian Countries. Journal of East Asian Studies, 4 1-24.